

就職・復職したかたがいたら（特別徴収に変更）……

- 1 就職・復職などにより特別徴収に変更される場合、右の例を参考に、本人あてに通知した納付書兼領収済通知書を必ず添えてご提出ください。
※ 納税通知書兼決定（変更）通知書および領収印が押印されている領収証書は本人が保管してください。
- 2 特別徴収の開始月については、特別徴収への変更可能月一覧表をご確認ください。
- 3 納期限を過ぎた期については、特別徴収に変更できません。
ご本人あてに送付された納付書兼領収済通知書でお納めくださいますようお願いいたします。なお、口座振替を利用している方については、納期月の15日まで異動届出書をご提出ください。
- 4 期が空欄の場合は、本市において決定させていただきます。
- 5 受給者番号は事業所に任意に決めていただいている番号です。特別徴収税額通知書（納税義務者用）について電子データによる受け取りを希望される場合のみ必須となります。

—記入例—

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収（特別徴収への変更依頼書）

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度 | 未申 | 普徴 | 他課 | 通納 | 資遣 | メモ | 入力 | 確認 |
| 年度 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|----------|---------|-----|------------------------|------------|---|
| (個人) | 給与支取義務者 | 氏名 | 秋田市工業株式会社 | 特別徴収受給者番号 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 79999999 <input type="checkbox"/> 無 |
| 秋田市長 | 受給者 | 氏名 | 秋田市工業株式会社 | 法人番号又は個人番号 | 88888888888888 |
| 令和 年 月 日 | 受給者 | 所在地 | 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 | 係 | 経理 |
| | 受給者 | 氏名 | 秋田 花子 | 電話 | (018) 863-2222 |

次の納税者について 期以降 月分より特別徴収を希望します。

| | | |
|-------|--|-------------|
| フリガナ | アキタ | タロウ |
| 氏名 | 秋田 | 太郎 |
| 生年月日 | <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 | 50年8月1日 |
| 個人番号 | 99999999999999 | |
| 受給者番号 | 6666 | |
| 住所 | 秋田市長三丁目3番3号 | |
| 年税額 | 12,000円 | 納付済額 9,000円 |

| 異動届出届出日 | 特別徴収変更可能月 |
|---------------|-----------|
| 7年5月13日まで到着分 | 6月から |
| 7年6月17日まで到着分 | 7月から |
| 7年7月15日まで到着分 | 8月から |
| 7年8月19日まで到着分 | 9月から |
| 7年9月15日まで到着分 | 10月から |
| 7年10月16日まで到着分 | 11月から |
| 7年11月18日まで到着分 | 12月から |
| 7年12月16日まで到着分 | 1月から |
| 8年1月19日まで到着分 | 2月から |
| 8年2月10日まで到着分 | 3月から |

※届出日から届出た期分、翌月からの変更となります。

注) 納期限を過ぎた期分は特別徴収に変更できません。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

特別徴収への変更可能月一覧表

締切日に間に合わなかった場合、翌月からの変更となりますので、ご了承ください。

| 異動届締切日 | 特別徴収変更可能月 |
|-----------------|--------------|
| 令和8年5月13日まで到着分 | 6月から |
| 令和8年6月17日まで到着分 | 7月から |
| 令和8年7月15日まで到着分 | 8月から |
| 令和8年8月19日まで到着分 | 9月から |
| 令和8年9月15日まで到着分 | 10月から |
| 令和8年10月16日まで到着分 | 11月から |
| 令和8年11月18日まで到着分 | 12月から |
| 令和8年12月16日まで到着分 | 1月から |
| 令和9年1月19日まで到着分 | 2月から |
| 令和9年2月10日まで到着分 | 3月から |
| 令和9年2月11日以降到着分 | 特別徴収に変更できません |